

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会

平成 30 年度事業計画書

北九州市立浅野社会復帰センター(就労移行支援・就労継続支援 B 型事業)の運営

1. 施設運営の理念・基本方針

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会は下記の基本理念及び基本方針を基に浅野社会復帰センターの運営にあたっています。

《基本理念》

障がいがあっても一人の人間としての尊厳をもって住み慣れた地域で自立した生活ができるように、障がい者本人とその家族・地域の方々と協働して支援し続けます。また、地域の社会資源の一員として市民の方々の福祉の向上に努めます。

《基本方針》

- (1)一人一人の個性や主体性を尊重し自己決定を基本とした支援を行う。
- (2)障がい者が抱える問題をともに考え、解決を図る中で信頼関係を醸成し、自立意欲を育成する。
- (3)家族や関係機関・地域住民との緊密な連携による総合的アプローチを行う。
- (4)障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信する。
- (5)可能な限り情報開示して、事業運営の透明性を確保する。
- (6)専門職として自己研鑽につとめる。

2. 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

平成 30 年 4 月より障害者雇用促進法の改正により、障害者法定雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられ、法定雇用率の対象となる身体障がい者と知的障がい者に加え、精神障がい者も含められることにより、精神障がいや発達障がいのある方の雇用ニーズの増加が期待されます。

更に、障がい者の重度化・高齢化、医療ケア児の支援、就労支援サービスの質の向上に対応するため、障害福祉サービス等の報酬改定が行われます。

今回の報酬改定では、一般就労への定着実績に応じた報酬体系とすること、一般就労へ移行した障がい者のさらなる支援を行うサービスとして就労定着支援についての報酬が設定されました。

平成 30 年度は報酬改定や障害者雇用促進法の改正を通して求められている、一般就労への移行、就労定着支援の充実のため、専門性を活かしながら利用者の様々なニーズに対応していくとともに社会福祉法人として、公平性を保ちながら事業運営を行います。

(1)利用者の増加(利用率の向上)、利便性の向上等への取り組み

精神科病院、クリニック、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、積極的に見学者を受け入れ、体験利用の機会を提供します。また、利用者からの意見・要望を事業内容に取り入れることで利用者満足度を高め、利用率の向上に努めます。

①相談支援事業所及び区役所との連携

積極的に関係者協議を実施、相談支援事業所及び区役所と連携しながら、利用者支援を行います。また、相談支援事業所との連携を通じて、浅野社会復帰センターの実績、特性、利用対象者についての広報活動を行います。

②特別支援学校、高等学校、大学への広報活動

特別支援学校、高等学校、大学等の学生支援室や就職課にパンフレット・広報誌を配布し、浅野社会復帰センターの実績、特性、利用対象者についての広報活動を行います。

③精神科病院等との交流

精神科病院のデイケア等で行われている就労を目指すグループと交流します。浅野社会復帰センターの見学会や交流会を企画し、地域の事業所の活動を体験する機会を提供します。

④各関係機関との関係の緊密化

利用者の支援に携わる各関係機関とは、利用開始時、実習・求職活動への移行期、就労前などの節目に経過・方針を共有しながら、ネットワークでの支援を行います。

また、各関係機関との日ごろからの関係づくりの一環として、地域の研修や勉強会への積極的な参加、大学・ゼミの同窓など専門職としてのネットワークの活用を強化します。

⑤地域の親の会・自助グループとの交流

ひきこもり者・精神障がい者・発達障がい者等の親の会・自助グループと交流し、社会資源として顔の見える関係性づくりを行います。

⑥開所日数の増加

土曜日に開所する機会を設け、訓練のみでなく利用者のニーズに沿った活動等の実

施に充てることで、利用率の向上に努めます。

⑦定期的な利用者ミーティング

毎月 1 回、利用者が参加するミーティングを開催しています。ここでは浅野社会復帰センターの取り組みに対する意見や、要望等の聞き取りを行います。加えて、行事前などには適宜ミーティングを行い、活動内容に利用者の意見を反映できるように取り組みます。また、意見として挙げた検討課題についての進捗状況・結果を利用者に報告します。

利用者ミーティングの内容は文書にまとめ、ミーティングに参加できなかった利用者の方も確認できるようにします。

⑧アンケートの実施

浅野社会復帰センターを利用された方へアンケートを実施し、寄せられたご意見については、実現に向けて検討し、利用者の利便性向上に努めます。

(2)広報活動の取り組み

障害福祉サービスを必要としている方々に社会資源の情報提供を行うとともに、浅野社会復帰センターの取り組みについて周知を図ります。

①ホームページ

ホームページは適宜更新を行います。毎月発行している広報誌の掲載に加え、研修やイベントなどの案内を掲載し閲覧者の利便性に供します。また、法人の運営状況や、当該年度の収支決算報告書、現況報告書ほか公表すべき書類をホームページに掲載し、事業運営の透明性確保に努めます。

②広報誌

広報誌を毎月 1,000 部程度発行し、市内のみならず県内・県外の福祉施設、行政、病院及び配布を希望する個人に配布します。また、効率的な情報発信のため、広報誌配布先・配布枚数を年 1 回見直します。

最新情報の共有及び連携強化のため、通院している利用者の多い病院、連携する機会の多い関係機関等を対象とし、広報誌の手渡しに努めます。

③パンフレット

来所者や市内外の福祉施設、行政、病院その他の関係機関などに配布し、広報活動に努めます。

法人の全体像の把握しやすさを優先した法人パンフレット、一事業所もしくは一事業を詳しく知ることのできる事業所パンフレットなど複数のパンフレットを作成・更新することにより、対象者のニーズに応じた情報発信を行います。

④地域での広報活動

障害福祉サービスを必要としている方への情報提供の機会を増やすため、精神障がい者の当事者グループや家族会のイベントに積極的に参加します。また、精神障がい者に対する地域社会の理解を深めるため、一般市民など幅広い方を対象にした講座を企画します。講座の企画に際しては必要に応じて、各関係機関、ピアサポーター等と連携し、市民のニーズにあった講座の実施に努めます。

(3)家族支援の取組み

家族への情報提供を行い悩みや不安の軽減に努めます。家族の孤立を防ぐため、家族教室や個別面談への参加を積極的に促します。本人も含めた「家族」がよりよく機能するよう家族支援に取り組みます。

①家族教室

年 5 回の家族教室を実施します。本人の将来を具体的にイメージできるよう、一人暮らしや就労経験のある当事者から話を聞く機会を設けます。また、嘱託医や就労支援の専門職、メンタルヘルスの専門家などの外部講師を招聘し、医療・福祉両面から情報提供を行います。

また、5 回のうち 1 回は一般公開とし、浅野社会復帰センターの活動内容を知っていただくとともに一般市民への啓発活動の一環とします。

②個別面談

年 2 回の個別面談を実施します。面談を通じて家族の悩みや不安を伺い、不安軽減を図ります。また、より効果的な支援ができるよう面談を通じて本人の現状やその他の情報を共有します。

③継続的な家族支援

新規利用者の家族に家族教室の実施趣旨の説明をします。また、就職等で利用を終了する利用者の家族に対しても引き続き家族教室の参加を呼びかけ、浅野社会復帰センター利用終了後も顔の見える関係を継続します。なお、浅野社会復帰センター利用終了後の家族への案内送付等については、書面にて説明を行い、了承を得ます。

(4)特徴ある取組み・重点的な取り組み等について

利用者の幅広いニーズに対応するため、浅野社会復帰センターでは平成 29 年度は就労継続支援 B 型事業を 2 コース(将来的な一般就労を目標としたコース;以下一般就労コース、ゆっくりと自分にあった働き方を見つけるコース;以下生産活動コース)に分けて運営を行いました。

2 コースに分けたことで、就労を意識した取り組みをしたい方、生産活動を中心に行いたい方、低頻度短時間から始めたい方それぞれのニーズに合った取り組みを行うことができましたが、平成 30 年度 4 月に予定されている報酬改定において、基本報酬に利用者の月当たりの平均工賃が反映される考え方が示されており、就労継続支援 B 型事業において一般就労コースのような取り組み、低頻度短時間の利用者の受け入れを継続することが非常に困難な状況となりました。

そこで、平成 30 年度は、就労継続支援 B 型事業の利用者に対し、利用者が意欲的に取り組めるような生産活動を増やすと共に、より高い工賃を得られるように施設外作業等の充実を目指します。

①就労継続支援 B 型事業

平成 30 年度の取り組みとしては、利用者が意欲的に参加できる生産活動(軽作業)による就労体験の提供、外出するきっかけや社会経験を積んだり、視野を広げるきっかけとなる機会や場所の提供を行います。訓練内容においては適宜見直しを行い、軽作業や施設外就労のほかに、毎月 1 回は活動として、娯楽・余暇活動、園芸活動の時間を設けま

す。同じく毎月 1 回、利用者ミーティングを兼ねた茶話会の時間を設けます。さらに体力づくり・健康増進を目的にウォーキングなどの軽スポーツ活動を行います。

毎日の生産活動の他、利用者同士の親睦の場、日々の生活に役立つような活動、またコミュニケーションを学ぶ場として、フリータイム(自由時間)を設けます。

生産活動(軽作業)については、企業からの作業を受託し、適宜、作業工程・効率の見直し等を実施し、工賃の維持・向上に努めます。

プログラム活動や就労の機会(就労体験)、行事・イベントを通じて、利用者の方に生活リズムを整えながら、利用者一人ひとりに適したライフスタイルを見つけるための土台づくりとなる支援を心がけます。

重点目標

1. 利用者が意欲的に取り組める生産活動(軽作業)を増やします。
2. 利用者にとって、より社会経験を積める、より視野を広げる機会や場の提供を行います。

②就労移行支援事業

ハローワークや障害者職業センター、しごとサポートセンター等と連携を図り、就職率向上に努めます。平成 30 年度は、就職者数 11 名を目標に取り組みます。

職場開拓・実習調整・職場訪問等に主に従事する職員による未開拓分野への実習先の拡大を目指し、利用者の希望に沿った職場への就労、定着を目指します。

さらに、浅野社会復帰センターから一般就労を行った OB・OG の利用者を対象に、OB・OG 会を引き続き開催します。平成 30 年度も計 6 回の活動を計画し、より多くの方が参加出来るように、開催内容、日時を検討していきます。

また、新設されたサービス(就労定着支援)により、OB・OG 及び勤務先との関係調整に力を入れ、更なる就労定着支援に務めます。

重点目標

1. 一般企業への就職者数 11 名を目標に取り組みます。
2. 一般就労を行った利用者に対し、年 6 回以上 OB・OG 会を実施します。
3. 新設されたサービス(就労定着支援)による職場定着の更なる強化を行います。

3. 利用者満足度の向上等の取り組み

利用者本位の支援という基本方針に則り、利用者と支援者が対等なパートナーとして共通の目標に向かう支援の形をつくるため、以下の取り組みを行います。

(1)利用者の意見(要望)の把握、それらを反映する取り組み

①定期的な利用者ミーティングの実施

平成 29 年度は利用者の要望や意見を積極的に取り入れるため、選択コースごとに毎月 1 回以上の利用者ミーティングを実施しました。平成 30 年度は利用者ミーティングの活性化及び利用者の意見をよりサービスに反映させるため、選択コースごとに行っている利

用者ミーティングに加え、就労移行支援事業、就労継続支援 B 型事業の合同のミーティングを2ヶ月に1回以上実施します。利用者ミーティングは全員参加が原則ですが、実習等により参加が出来ない利用者への配慮として、書面によって意見の聞き取りを行います。

実施した利用者ミーティングの内容については記録の作成及び掲示板への掲示を行います。過去の記録については、利用者休憩スペースにファイルを置き、閲覧できるようにします。

②意見箱の設置

匿名性の保証、及び口頭での意思表示が困難な方への配慮として、施設内 2 ヶ所に「意見箱」を設置し、文書投函による意見(要望)表明を受け付けています。意見箱に投函された意見は毎月開封し、その月の利用者ミーティングにて内容を発表して浅野社会復帰センターの回答を告知した後、その内容について掲示します。利用者全体の意見を把握してから回答する必要がある意見については、利用者ミーティングの場にて利用者の意見を聞いた上で、職員が改めて検討をします。

③利用者アンケートの実施

年 1 回全利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の現状及び各プログラムへの満足度・意見・要望等を聴取し、平成 30 年度の総括及び平成 31 年度の事業計画に役立てます。アンケート内容については、利用者サービス向上委員会を中心に、平成 30 年度アンケートをベースとして、平成 30 年度重点的に行った取り組み、重要課題等を加味しながら、精査のうえ作成します。

重点目標

1. 毎月 1 回利用者ミーティングを行い、利用者の意見・要望を積極的に取り入れます。
2. 年 1 回アンケートを実施します。利用者満足度の数値目標を 86%とします。
3. 意見箱に寄せられた意見・要望やアンケート結果について検討し、利用者の希望に沿ったプログラムを導入します。

(2)苦情等への対応

「浅野社会復帰センター福祉サービス苦情解決実施要綱」に基づき対応します。

また、職員の中から苦情受付担当者を指名し、苦情解決責任者が利用者の意向を確認しながら、必要に応じて苦情解決責任者や予め決められた第三者による解決を図ります。さらに、場合によっては話し合いの中で苦情解決責任者において解決を図ります。

なお、これらの一連の体制については、常に利用者の目の届く場所に掲示します。

(3)利用者や家族への必要な情報の提供

事業所の透明性を確保し、また、地域の社会資源としての責任を果たすため、以下の取り組みを行います。

①利用者への情報提供

毎日の訓練前・訓練後のミーティング時に必要な情報提供を行います。また、利用者ミーティングを使って必要な情報を提供するとともに意見の聞き取りを行います。

②家族への情報提供

家族への情報提供は家族教室を中心に行います。家族教室は事前にアンケートを実施し、家族のニーズに合わせた意義のある内容とし、障がい者雇用に関する情報提供の他に、障がいや病気についての学習機会の提供を行います。

また個別面談により家族の要望の聴取、利用者の様子や状況についての意見交換を行い、今後の方針について話し合います。家族教室の対象者は、利用者の家族及び OB・OG の家族、さらに浅野社会復帰センターの利用を検討している家族とします。

③地域への情報発信

インターネットを活用したホームページにより情報の発信を行います。また、事業パンフレットや毎月発行する広報誌「あさのだより」を施設内(作業場、ひこうき雲)に設置、市内外の福祉施設、行政、病院その他関係機関に依頼し、地域の方への情報提供に役立てます。

重点目標

1. 毎月 1 回以上利用者ミーティングとグループディスカッションを行います。
2. 家族への情報提供、障がいの理解を深めるため、家族教室を年 5 回以上行います。
3. 利用者及びその家族が希望する生活を把握するため、定期的に家族と個別面談を実施します。
4. 家族教室の対象を、利用者の家族から、利用者の家族及び OB・OG の家族、浅野社会復帰センターの利用を検討している家族に拡大します。
5. 毎月 1 回広報誌を発行し、施設の情報を発信します。

(4)利用者の社会参加や生きがいづくり等の取り組み

障がい者に対する社会の理解を深めて地域生活を送りやすい環境をつくるため、また利用者の地域生活をより充実したものにするために、利用者が地域社会の様々な方と交流できる機会を設けます。

①地域参加

東浅野町内会の一員として地域行事へ参加します。障がいの理解を促進する一環として、毎月 1 回小倉駅周辺で行われる街美化活動及び年 3 回実施されているクリーンアップ大作戦(街美化活動拡大版)に職員・利用者ともに参加し、地域の美化運動を行います。また、毎月浅野緑地公園やミクニワールドスタジアム界隈の歩道の清掃を行うとともに、年 1 回町内会の清掃に参加し、地域参加、地域貢献を行います。

②行事の実施

余暇の充実、利用者同士または職員との交流を促進するため、バスハイクや季節行事などを行います。

③スポーツ活動の実施

心身の健康増進、利用者・職員間、他の事業所との交流を促進するため、スポーツ活動を行います。また、多くの利用者が参加しやすいように、ウォーキングやヨガなどの軽運動を企画し、利用者に応じた体力づくりや健康増進を図ります。

重点目標

1. 東浅野町内会の一員として、街の美化活動に毎月 1 回以上参加します。
2. 年 2 回以上、季節行事やバスハイクなどの活動を行います。
3. 障害者スポーツセンターへ定期利用申請をし、毎月 2 回以上スポーツ活動を行います。
4. 多くの利用者が参加しやすいウォーキングなどの軽運動を実施し、利用者の健康維持、増進を図ります。

4. 経費の低減などの取り組み

運営に係る事業費は、利用者に対する福祉サービスの質を落とさず、事務費や光熱費を中心に経費の節減に努めます。また事業所内での節減の取り組み方法及び効果を利用者へ伝えることで、家庭での実生活で役立てるよう情報提供を行います。

(1) 業務改善の取り組み

業務改善は広義での「コスト削減」と捉え、目に見える物だけでなく、無駄な仕事を減らし、効率よく業務に取り組むためには、まずは時間や経費、職員の業務量など、様々な面において問題点をあぶり出し、把握することから始めます。できるだけ多くの問題点を把握するためには、個々の業務を洗い出し、改善対象業務の可視化を行います。各事業所間の状況を比較し、ルールや仕組み作りを行い業務の簡略化を目指します。また、既存の事務処理提要进行を活用し、職員の事務処理効率の向上に役立てます。

(2) 事務費の節減への取り組み

事務費全体で約 5%削減を目標に取り組みます。具体的には、コピー機・印刷機のコスト比較及び特徴や用途に応じた効率的な使用を行うよう職員へ周知徹底します。さらにPDFファイル等のデータやチャットを活用し、画面上で確認を行うことで不要な印刷を控えること、職場内文書は両面印刷又は使用済み用紙の裏面活用を徹底し、印刷費を削減します。

また、現在職員が使用しているパソコンの処理速度が遅くなってきているものに関しては、パソコン機器のスペックの見直しを行い、無駄な時間の削減を図ります。

(3) 光熱費等の節減への取り組み

事務所及び作業場は、昼休み・不在時は消灯、相談室・トイレ・給湯室・食堂等は、使用時のみ点灯し、常時は消灯します。冷暖房はブラインドや扇風機の使用により、負荷の軽減を図ります。また、夏場より冬場の方が冷暖房の電力消費が多く、日照時間が短いことから、冬場は早めの帰所を促し、光熱費の節減を目指します。

電力の消費が高いOA機器の節電方法として、パソコンディスプレイの輝度を40%落とす事で、約23%の節電に繋がる為、各パソコンの設定を見直します。また、長時間離席する場合や外出時にはスリープ機能を利用するよう、職員に周知します。

(4) ごみの削減への取り組み

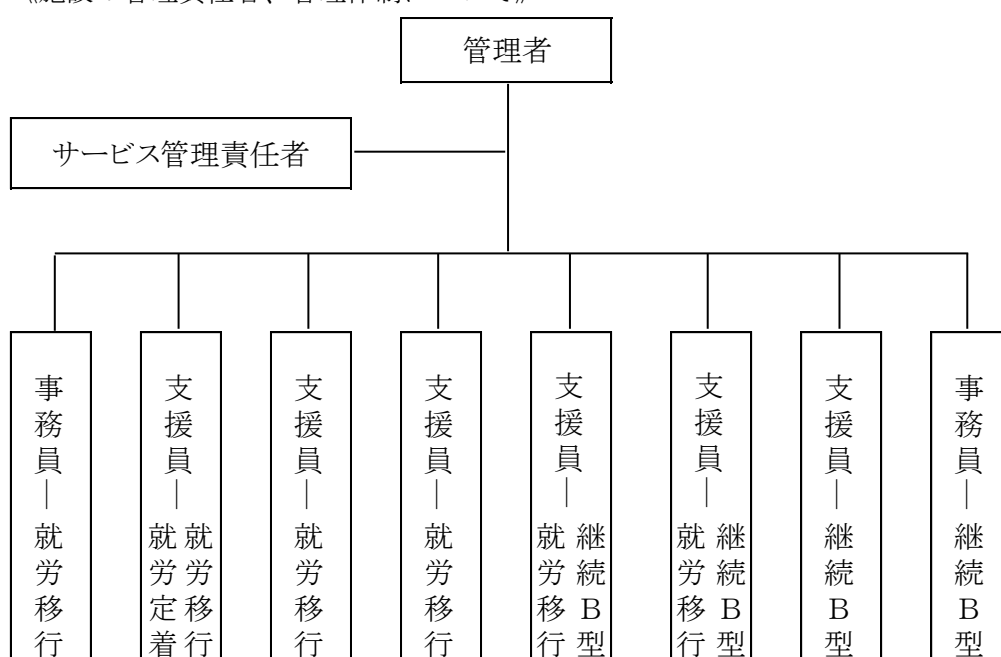
利用者へ各種ごみの出し方や洗剤の適量使用など、実生活で役立つ情報を伝えることで、ごみの削減に繋がります。昨年に引き続き消毒液やハンドソープは詰め替え容器を使用することで、ごみを削減し、衛生面を配慮したタイミングで交換を行います。

5. 管理運営体制

(1)組織体制

浅野社会復帰センターでは、就労移行支援事業(定員 15 名)及び就労継続支援 B 型事業(定員 20 名)を行っています。管理者1名、サービス管理責任者 1 名、就労移行支援事業に従事する支援員 4 名、就労継続支援 B 型に従事する支援員 2 名、事務員 2 名を配置します。

《施設の管理責任者、管理体制について》



(2)人員配置計画

管理者(センター長) 1 名

サービス管理責任者 1 名(就労移行支援事業及び、就労継続支援 B 型事業兼務)

(就労移行支援事業)

就労支援員 2 名(就労定着支援事業と兼務)

職業指導員 1 名(就労継続支援 B 型事業と兼務)

生活支援員 1 名

(就労継続支援 B 型事業)

職業指導員 1 名(就労移行支援事業と兼務)

生活支援員 1 名

事 務 員 2 名(就労移行支援事業及び、就労継続支援 B 型事業)

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉専門職員を配

置し、利用者の方に、より専門的な支援を提供しています。平成30年度も平成29年度以上の支援を行いたいと考えています。

(3)職員の資質・能力向上等の取り組み(職員の資質・能力の向上に対する考え方)

福祉サービスは専門知識、技術が必要とされる対人援助サービスであり、職員一人ひとりの能力や資質がサービスの質にそのまま反映されます。今後、増々多様化、複雑化する福祉に対するニーズへの対応、質の高いサービスを実践していくためには、人材育成は欠かせないものです。人材を法人にとっての宝、人「財」として捉え、職員の育成、資質、能力向上を重視しており、職員に研修への積極的な参加を促すほか、研修委員会が職員研修開催後にアンケート調査を行い、ニーズの調査、把握をして、新たな法人内研修の企画や実施、「ビジネスマナー研修」等の専門研修に関する研修情報の提供を行います。

《平成30年度の職員研修実施予定》

①階層別職員研修

1)新任職員研修

- ・オリエンテーション
- ・法人の定款・規則の説明
- ・記録の付け方
- ・組織(人)について
- ・仕事と労働の違い
- ・仕事の効果的な進め方について
- ・マナーの基本
- ・職場のチームワーク「タングラム」
- ・職場のコミュニケーション
- ・職場の対人関係について
- ・フォローアップ研修

2)中堅職員研修

- ・チームリーダーキャリアアップ研修
- ・職場内指導者養成研修
- ・コーチング研修
- ・業務目標設定・管理・達成研修

②基礎研修

1)職場内研修

- ・人権研修
- ・接遇研修
- ・ストレスマネジメント研修
- ・個人情報保護研修
- ・虐待防止研修

③精神保健福祉センター主催研修

1)基礎研修

精神保健福祉分野の疾患、精神障がい者支援に関わる制度や施策など基礎知識を学びます。

2)課題別研修

精神保健福祉分野の専門知識を深めて支援技術の向上を図ります。

④対象事業別(専門)研修

職業リハビリテーション関係研修

1)全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク主催研修

i 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク研修会

全国の精神保健福祉事業関係団体との連携を深め、精神保健福祉の充実・促進を目指した調査研究や制度政策の動向などを学びます。

2)IPS 全国研修

就労支援、生活支援、医療支援の専門家とチームを組んで、精神障がい者の就労支援プログラム IPS(Individual Placement and Support:個別職業紹介とサポート)により、病院を中心とした支援ではなく、地域社会でつながりあいながら、精神障がい者を支えていく取り組みなどを学びます。

3)SPIS 全国研修

精神障がい者の雇用を支援する「就労定着支援システム SPIS」は、職場での気分や体調、仕事や他の人との関わりを毎日チェックする日報システムであり、チェックした内容はグラフで表示されます。個人を理解して、長く働いていくための支援を学びます。

4)関係機関主催研修

障害者職業センター、障害者しごとサポートセンター、障害者基幹相談支援センター等が主催する研修会に参加して関係機関との連携を深め、精神障がい者支援に関わる制度や施策、障がいのある方が安心して地域生活を送るための取り組みなどを学びます。

その他

1)先進施設派遣研修(各年度 1～2 名・1 名 5 日間のコース)

地域生活支援、就労支援において全国でも先進的な取り組みを行っている事業所において研修を行ってその取り組みを学び、業務に反映することを目的としています。

2)各種課題別研修

全職員を対象としてテーマを決めて障がい者福祉に関する学習会を行って知識を深めることを目的としています。

3)地域移行支援事業に関する講演会

相談支援事業の職員だけでなく、精神科病院の精神保健福祉士・看護師、地域の相談支援事業所の職員も対象としており、幅広く研修の参加を呼びかけます。

4)指定管理者研修

指定管理業務が円滑かつ効果的に遂行できるように、指定管理業務に従事する職員が参加します。

(4)地域交流、地域連携・貢献等の取り組み

地域の行事に積極的に参加していくとともに、広報誌の町内への回覧をお願いしています。平成 30 年度も地域との交流をより深めていきたいと考えています。

《地域の行事への参加》

①小倉祇園祭

太鼓などの備品を施設内の倉庫で管理するとともに、その他の助成を行うことで運営への協力を行います。

②街美化運動

毎月 1 回小倉駅周辺の街美化及びクリーンアップ大作戦(街美化活動拡大版)に職員、利用者ともに参加し、地域の美化運動の一翼を担っています。

③広報誌の配布

広報誌「あさのだより」を毎月 1 回発行するとともに、町内会長を通じて町内に回覧します。

④浅野緑地公園の清掃

北九州市公園愛護会に登録し、毎月 3 回の清掃を実施します。

⑤道路清掃

北九州市道路サポーター制度に登録し、ミクニワールドスタジアム界隈の歩道を毎月 3 回の清掃を実施します。

⑥東浅野町内会一斉清掃への参加

東浅野町内会の一員として、10 月第 1 日曜日に実施される町内会一斉清掃に参加します。

(5)社会福祉実習生、ボランティア等の受け入れ

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、看護師等次の世代を担う医療、福祉の人材を育成するため、積極的に実習生を受け入れます。実習に際しては、実習開始前にオリエンテーションを実施し、施設の概要の説明、見学を行った上で実習計画の確認を行います。実習中は担当者との振り返りを通して学びを深めていく環境を作り、実習終了時には実習生、担当者にて実習で学んだことを評価します。

また、高校生や大学生のボランティアの受け入れを行い、障がい者への理解を深めるための実践を行います。

6. 平等利用、安全対策、危機管理体制等について

(1)個人情報保護のための対策等

個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱います。

①遵守に対する職員への周知

職員に対しては、年 1 回の個人情報保護に関する研修会の参加を義務づけます。また、倫理綱領・職員行動規範で個人情報の取り扱い、漏洩に関して厳しく規制します。

②具体的な個人情報保護への対策

1)個人情報の施設外持ち出しを禁止します。

2)個人情報を記載した各種書類や個人情報の入ったパソコン・USBなどの電子媒体は必ず鍵のかかるキャビネット等に保管します。

3)その他個人情報についての外部等からの照会に対しては自分で判断をせずに上司の指示を仰ぐよう指導します。

4)個人情報が漏洩した場合は速やかに上司の指示を仰ぎ自己のみで判断をしないように指導周知をします。

③その他の対応

1)利用者の写真掲示や広報誌への掲載について、本人の同意なく第三者への開示、提供は行いません。

2)施設見学者についても、事前に利用者の同意を得ます。また、見学者の来所前に利用者への情報周知を行います。

3)施設利用契約書において取得した個人情報は制限列举的に利用目的を記載し、その目的以外には使用しない事を明記します。

重点目標

1. 年に 1 回個人情報保護の有益性に配慮しつつ個人の権利利益保護のための研修に取り組みます。

(2)人権尊重、身体拘束及び体罰等の防止

利用者の人権尊重を第一とし、身体拘束及び体罰等、人権侵害に当たる行為を一切行いません。

①人権尊重の取り組み

1)法人の基本理念、基本方針や、職員倫理綱領及び職員行動規範を、施設内に掲示するとともに、職員会議など機会ある毎に学習します。

2)毎年必ず職員研修において、外部講師等による人権研修を実施します。または、外部研修に参加した職員による伝達研修を行います。

②虐待防止研修

1)「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月1日施行)において、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することをうたっており、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより権利利益の擁護に資することとされています。法は、国や地方公共団体、障がい者施設従事者等、また使用者に対しても虐待防止のための責務が課されています。当法人においても虐待を未然に防ぐため、さらに法の趣旨を具現化するため広報、啓発活動を行うとともに、職員への教育を行います。さらに理解を深めるために継続的な職員研修を行います。

2)利用者に対する虐待防止を図るため、虐待防止委員会を年2回開催します。

重点目標

1. 年 1 回職員研修において、外部講師等による人権研修を実施して職員の人権意識の向上を図ります。
2. 定期的に虐待防止委員会を開催し、利用者の虐待防止に努めます。
3. 年 1 回研修委員会と虐待防止委員会合同で、職員を対象にした虐待防止に関する研修会を開催します。

(3) 日常の事故防止や安全対策等の取り組み ※衛生管理・感染症対策等含む

利用者の安全を確保し、被害を最小限に止めることを意識して、日常の事故防止や安全対策等の充実を図ります。

危機管理体制について危機管理委員会を中心に危機管理体制の充実を図り、迅速な応急対応が図れるよう毎月担当者が建物の点検を実施し、危険と思われる箇所については早急に修理・補修等を行い、必要に応じて市障害者支援課と協議し対処します。また、職員研修においても「ヒヤリハット」や安全対策マニュアルさらにはリスクマネジメントなども取り入れて実施します。

重点目標

1. ヒヤリハット事例が発生した場合、各事業所においてヒヤリハット報告書を作成します。事例を元に職員で検討して安全対策を行います。
2. 季節性ウイルスの流行が懸念される場合には全利用者に症状や予防方法、対処方法を掲載した案内を掲示及び講座等予防の対策の周知をはかります。

(4) 日常の防犯、防災対策や、不審者対策、非常災害時の危機管理体制(対応)

利用者の安全を確保し、被害を最小限に止めることを意識して、日常の防犯、防災対策、非常災害時の危機管理体制の整備を図ります。

① 事故発生時の対応

1) 利用者対応

事故発生時には直ちに上司や関係職員に報告するとともに、職員による応急処置を実施し、事故にあった利用者を医療機関に搬送し治療を行う等、利用者の立場に立った、迅速かつ適切な対応を行います。

2) 家族対応

利用者のご家族の方に対しては、事故発生後直ちに電話連絡等を行い、発生状況及びけがの状態を報告し理解を図ります。

3) 防災対策

防火対策施設で、自衛消防隊を組織し、火災訓練や、地震対応訓練などを年 3 回実施しその内、1 回は小倉北消防署の協力を得て実施します。

4) 風水害対策

地震・津波又は風水害の発生を想定し、各 1 回ずつの避難訓練を実施します。利用者と共に避難経路を確認しながら、小倉中央市民センターまで移動します。

5) 不審者対策

事件・事故対応マニュアルを各事業所に配布し、緊急の際にも落ち着いて対応が出

来るように対策の周知徹底を行います。

②非常災害時の危機管理体制

「職員緊急連絡網」を整備し、災害等の人員動員体制についても第 1 段階から第 3 段階まで状況に応じた動員を計画します。利用者の生命・身体・財産の保護に努める他、施設の建物や設備などを保守する体制も整備します。さらに、事故・災害発生時の第一報が確実に連絡できるように、事務室に障害者支援課をはじめ関係機関の連絡先を掲示し、常時、職員への周知徹底も図ります。

重点目標

1. 立地上、非常災害のなかでも洪水対策、地震・津波対策を強化するよう体制の整備をします。

相談支援事業の運営

相談支援事業所あさのでは、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援、障害児相談支援の事業を運営しています。

今後も主に精神に障がいのある方が地域で自分らしく暮らしていけるよう、総合的にサポートをしていきたいと考えています。

また、行政機関や関係機関から依頼される市民啓発活動についても積極的に行い、ピアサポーターの養成・活動について、委託事業として引き続き行っています。

1. 相談支援事業所あさのの運営（地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援）

指定一般・特定相談支援事業所として、利用者が希望する暮らしを実現できるよう共に考え、安心して地域生活を送るための支援を行っていきます。平成 30 年度は精神科病院などに長期入院されている方に対し、地域移行支援や地域定着支援での関わりを通じ、利用者との信頼関係の構築、関係機関との連携強化を行ない、地域相談の拡充を図っていきます。

拡充を行うことで、ピアサポーターの関わる機会を増やしピアサポートの有用性を実証していきたいと思います。

また継続して、教育機関や各関係機関との連携を通じ、障がいのある児童への相談支援を行い、ライフステージに合わせた計画を作成していきます。

2. 精神障害者の地域移行支援事業

(1) 障害者自立支援協議会への参加

精神に障がいのある方の地域移行支援、地域定着支援が円滑にできるよう地域関係者とのネットワークの構築を図るため、定例支援会議や委託相談支援事業所実務担当者会議に参加します。自立支援協議会の中で、相談援助技術の向上及びピアサポート活動の啓発に対して情報発信を行っていきます。

(2) ピアサポーターの養成・活動

平成 22 年度より、ピアサポーターの養成を行い病院との交流会や家族教室等での活動を行って参りました。今後も定期的なピアサポーターフォローアップ講座を行ない、ピアサポーター自身の資質向上を図っていきます。

また依頼に応じた啓発活動を行ない、精神障害に対する理解を深めていただく機会を増やします。さらに、地域相談支援対象者に個別支援を実施し、ピアサポーターの役割の拡大を目指します。

(3) 北九州市精神保健医療福祉連絡会議の運営

精神に障がいがある方が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に則して充実した生活を送ることが出来るように関係機関の連携のもと、医療、福祉等の支援を行い、入院患者の減少及び地域生活への移行やその生活を継続するための支援を「北九州市精神保健医療福祉連絡会議」を通して推進します。

(4) 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制の強化

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定では、必要に応じた質の高い支援と実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとあります。つまり、専門性の高い支援を実施できる体制を整えていく必要があると考えます。この点を踏まえ、主任相談支援専門員の配置等を検討し相談支援専門員としての資質向上を図っていきます。

3. 精神障害等による入院患者の社会復帰事業

北九州市から受託された「精神障害等による入院患者の社会復帰事業」は 2 名の職員を北九州市保健福祉局保護課に派遣し実施いたします。

平成 22 年 4 月から、本庁及び各区福祉事務所保護課に「医療・介護扶助適正化係長」が配置され、職員は各区保護課において担当係長と協力して事業を推進いたします。

長期入院患者名簿等により事業対象者を抽出し、対象者を担当するケースワーカー及び嘱託医と協議を行います。事業対象者を選定し、ケースワーカーとともに当該医療機関を訪問し、主治医ならびに入院患者本人と面談し、退院可能なケースと認められた者に対し、退院時期、退院後の住まい、ご本人の希望等を確認し、個別に退院支援を行います。

また、事業対象者の台帳及び記録の整備、進行管理を行い、常に医療・介護扶助適正化係長に連絡・相談・報告を実施し、もって長期入院患者の社会復帰（退院）を支援します。

地域活動支援センター(ひこうき雲)の運営

1. 日中活動支援の場

地域活動支援センターひこうき雲では、閉じこもりがちな当事者の方々の日中活動の場として支援します。

(1) 地域で生活する当事者の方々が、好きな時に気軽に立ち寄れる「安心してくつろげる

場」、「仲間作りの場」として、人との交流・憩いの場を提供します。年齢や障がいも様々な方が利用するにあたり、お互いの過ごし方をお互いが尊重し合い、障がい特性に配慮しながら各自のペースで楽しく利用できる場所を目指します。

(2) 創作活動や余暇活動、レクリエーション等を行い、利用者一人ひとりの自主性・積極性が活かされる場となるように支援します。プログラム活動を通して暮らしに役立つ情報や利用者同士の情報交換の場となるように支援します。

また、茶話会等での意見交換を通して自由に語りあい、コミュニケーションを学ぶ場を提供します。

2. 地域交流と社会参加

福祉制度や福祉サービスに関する情報を提供しながら、精神障がい者の社会参加を支援します。

また、地域・社会奉仕として現在参加している小倉駅周辺の街美化活動のほかに、東浅野町内会の一員として清掃活動に参加し、地域・社会との繋がりを感じられる活動を取り入れます。

3. その他の取り組み

(1) 「ピアサポートスペシャリスト」の体験を活かすことにより、当事者の方々がリカバリーしていく助けとなるよう努めます。

また、既存のプログラムを一人で任せて利用者と共に活動を行い、法人の一職員として自信を持って仕事できるようにサポートしていきます。

※「ピアサポートスペシャリスト」…病気になる前の経験や心の病の経験を活かし仕事としてピアサポート活動を行う人

(2) これらの活動を通して地域の社会資源としての認知度を高め、利用率のアップに努めます。

あさのホーム(共同生活援助事業)の運営

親元から離れ単身で生活を目指す方、医療機関や障害者支援施設から地域移行を目指す方など、各々が抱える問題は多種多様なものがあります。それらの問題を克服して自立を目指すよう、グループホームの役割として地域で安定した生活を送るための第一歩となるように考え、必要に応じた支援を行います。

グループホームのプログラムであるスキルアップ訓練で、買い物や調理活動、部屋の清掃等の単身生活に必要なスキルが身に付くよう支援します。また、必要に応じて服薬の管理や金銭管理の方法を一緒に考え、個別の対応を行います。

ホーム全体としては、定期的に利用者ミーティングを行い、利用者の要望や意見を取り入れていきます。各人が人前で自分の気持ちや考えを伝えるという経験を重ねる中で、徐々に発表力や積極性を身に付ける事が出来ていますので、今後も継続して行います。

利用者各々が持つ障がいの特性やスキルの違いに合わせた支援を行う事と少人数グループホームで集団としての力をどのように発揮させていくのか、今後の課題と考えています。今後も利用者がより充実した生活が送れるよう支援に努めます。

入居者の話に耳を傾けることを大切にして、心の揺れに対応できるよう、きめ細やかな支援を心がけていきます。また、医療関係者や障害福祉サービス提供事業者との連携を密にし、サービスの質の確保、向上を図っていきます。

精神障害者小規模作業所巡回指導事業の運営

「北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業実施要項」に基づき、北九州市より当法人が受託している事業を平成 30 年度も実施します。

小規模作業所(4 か所)、多機能型事業所(1 か所)、地域活動支援センター(6 か所)、就労継続支援 B 型事業所(3 か所)、就労継続支援 A 型事業所(1 か所)の計 15 か所の巡回を行います。その中で、小規模作業所が新事業形態への移行を検討されることもあり、運営側のニーズを聴き取り引き続き、巡回指導の中で適宜情報提供や助言を行います。

また、人数の確保、運営側職員の高齢化、相談支援事業所との連携等事業所の運営で課題となっていることを作業所職員と考えながらより良い事業所になるように支援を行います。事業所に通所される方が自立した生活を送ることができるよう利用者の声に耳を傾け、求められているニーズを引き出し、そのための支援も作業所職員と共に考えます。今後も小規模作業所や地域活動支援センター等が精神障がい者にとって地域生活の定着の場として円滑に営まれるように継続して巡回、支援を行います。

社会福祉事業従事者等の研修事業の運営

平成 29 年度は、講師派遣を中心に法人・施設への個別人財育成支援やリーダー養成第六期北九州塾などの事業を展開しました。

また、法人内では、宿泊研修「佐賀県小川島」における SWOT 分析体験後のとりまとめや新規採用職員研修、さらには利用者のコミュニケーションスキル向上のための講師対応に協力しました。

平成 30 年度は、平成 29 年度の実績と反省を踏まえて、研修事業の三本柱「① 講師派遣、② 個別支援、③ リーダー養成の北九州塾」を中心に、お客様のニーズに沿った研修の提供を行っていきます。

具体的には以下の内容で取り組んでいきます。

- ① 講師派遣「民間企業、地方自治体、福祉団体」
- ② リーダー養成の第七期北九州塾の開講
- ③ 顧問契約に基づく人財育成の支援
- ④ 人財育成に関するコンサルティング

ジョブサポートセンター黒崎(就労移行支援事業)の運営

平成30年度のジョブサポートセンター黒崎(就労移行支援事業)は、平成29年度に引き続き、「繋がろう、関わろう、楽しもう。」をテーマに支援を行います。当事業を利用される方は、人や社会、自身の特性と現状が「繋がっていない。」方、人や自分、社会に「関心が無い。」方、余暇、生活、社会や人との関わりを「楽しめていない。」方が多く見受けられます。その部分を支援することにより、利用者の方々がエンパワメントを高め、働くことで自己実現できるよう支援を行います。

1. 「繋がる。」

グループワーク等のプログラムを、より親しみやすい内容にします。また、レクリエーションの要素を含んだプログラムを増やすことで、自然と他者とのコミュニケーションが生まれる環境を作ります。また、職場体験実習において、社会とも「繋がる」、自己理解や興味に「繋がる」よう、支援を行います。

2. 「関わる。」

「繋がる」ことで、「関わる」頻度が増えます。他者や社会との関わりが増えることで、人や物事の多様性や自身の個性に気づくことが出来ます。「セルフマネジメントに関する個別・グループワーク」や「レクリエーション・職場体験実習訓練」など実践的な「関わり」を通して、マナーや一般的な常識等の知識を身につけ、よりよいコミュニケーションの方法を学んでいただくことで、社会性の向上を図ります。

3. 「楽しむ。」

興味のあることに取り組む、みんなで笑う、作って楽しむ、何かを表現するなど、何かを純粋に楽しむ機会の提供を行います。「スポーツ活動」、「グループ活動」、「創作活動」、「調理活動」、「個別・グループ研究」、「OB・OG 会」等の余暇活動を通して、「ストレスマネジメント」や「自己表現の方法」、「視野、世界を広げていくこと」を自然に学んでいただけるよう支援を行います。

上記の3つは**就労継続**に欠かせない要素です。就職後も職場の方や友達、仲間と「繋がり」、「関わり」、「楽しむ」ことができるよう支援を行います。

平成30年度は「身についたことを実感する。」、「自然にコミュニケーションを学ぶ。」ことを重点目標とします。プログラム内容に関するフォローアップを行い、マナーやスキルの継続を図ります。就職後の対人関係スキルの向上や、プログラムの振り返りを効果的に行うためにも、マナーを守ることを基本に持ち、普段から人との関わり合いが持てるようなレクリエーション要素を含んだプログラムを行っていきます。

4. リアルな体験

職場体験実習により本物の職場で働くという体験はモチベーションの向上、自信にともなう能力向上、自己理解の促進、マッチングなどにおいて、かなり効果の高い訓練になっています。そのため、職場体験実習、グループ実習の種類、頻度の増加といった目標は利用者の方のニ

ーズに合わせていく限り必要なため継続をして行っていきます。今年は特にグループでの職場体験場所の確保に力を入れていきます。

ジョブサポートセンター黒崎では毎年 10 名弱の方が就職をされていますが、平成 28 度は新規利用者減少のため、就職者数も減少しました。平成 30 年度は 10 名の就職者を目標とします。

5. 就労定着支援

就労定着に関しては約 8 割の方が 3 年以上継続就労されています。平成 30 年度から新事業「就労定着支援事業」が開始されますが、以前より職場定着支援に関する専属のスタッフを配置して支援を行っていたため、大幅な変更なく移行ができると思われます。

ジョブサポートセンター八幡(就労移行支援・自立訓練(生活訓練)事業)の運営

就労移行支援事業

ジョブサポートセンター八幡の利用者には若年齢化(10 代～20 代の利用者増)の傾向が見られ、それに伴い就労経験が少ない方、自身の障がい理解が進んでいない方が増えています。利用者層の変化に合わせて訓練プログラムの内容をより個別的な支援になるように再検討し、平成 30 年度から実施します。併せて、施設内訓練(学ぶ)と職場体験実習(試す)のサイクルを重視し、平成 29 年度と同様に職場体験実習先の開拓に力を入れます。また、平成 29 年度は就職者数が 20 人を超えており、職場定着支援をより一層充実させる事が求められています。

上記を踏まえ、就労移行支援事業では下記の重点目標を設定します。

重点目標

- 1.施設内訓練の見直し
- 2.職場体験実習先の開拓
- 3.職場定着支援と新事業(就労定着支援)の実施
- 4.働き易い職場づくり
- 5.利用者獲得に向けた取り組み

1. 施設内訓練の見直し

(1)グループワーク

従来から行っているグループワークのプログラムを再検討し、少人数化とテーマ分けを行い、より個別的な支援となるようにします。

- ・週 1 回～2 週に 1 回 から 週 3 回の実施に向けて順次増やします。
- ・主な内容を「就職活動の基礎知識」「障がい理解・自己理解」「ソーシャルスキルトレーニング」の 3 つとし、利用者のニーズに合わせて選択できるようにします。
- ・参加人数を大よそ 5 人程度になるよう調整し、話しやすい環境づくりを目指します。

(2)パソコン教室の実施

利用者からパソコンを学びたいという声が挙がっています。現在もパソコンには練習ソフトがインストールされていますが、更に充実させるために外部講師を招いたパソコン教室を実施します。また、職員は利用者と講師とのやり取りを観察し、対人関係についてのアセスメントの場として活用すると共に、利用者に助言を行います。

(3)社会性の向上に向けて

他者との接し方や服装の選び方、生活リズム等に課題が見られるケースが多々見られるため、平成 29 年度に引き続き、下記を実施します。

- ・訓練室に経済新聞を置き、社会情勢や企業の考え方について学ぶ機会を提供します。
- ・外部講師を招いて整容面についての講座を実施します。
- ・OB との交流会を実施し、経験談を聞く場を提供します。
- ・レクリエーション活動としてのバーベキューや忘年会を実施し、楽しみながら他者と触れ合う機会を設けます。
- ・施設周辺のウォーキングや障害者スポーツセンターを利用したスポーツ活動を実施し、体力強化を図ります。

2. 職場体験実習先の開拓

職場体験実習は 2 週間～1 ヶ月を基本に行ってきましたが、平成 30 年度は 3 ヶ月間程度の長期実習が可能な協力企業の開拓を目標にします。短期実習では見えづらい利用者の変化や課題の発見を図り、就職後の定着支援に役立てる事を意図しています。また、利用者の状況に応じて短期実習から長期実習へと段階を踏んだ経験の場を提供できるように努めます。また、利用者の訓練としての実習である事から、社会人としての振る舞いを身に付けられるよう厳しい指摘を頂けるように協力依頼を行います。

3. 職場定着支援と新事業(就労定着支援)の実施

平成 29 年度のジョブサポートセンター八幡からの就職者は 20 名を超えました。それに伴い、定着支援の充実が求められます。平成 30 年度には障害福祉サービス等報酬改定が行われ、就労定着支援が新たにサービスとして創設されます。ジョブサポートセンター八幡では就労定着支援を新たに多機能型事業の 1 つとして立ち上げ、定着支援専門の部門を設ける事を検討しています。

また、就労定着支援の対象になる利用者は、就職後 6 ヶ月を経過した者とされています。最初の 6 ヶ月間は就労移行支援事業所が支援を担うとされているため、その間に就職者の状況を把握し、次の支援者に引き継いでいく必要があります。支援に連続性を持たせる事を意識して取り組みたいと考えます。

4. 働きやすい職場づくり

職員がやりがいを持って働き、自身の能力を十分に発揮できるよう役割分担を行います。役割分担にあたっては各職員の業務量を明確にし、偏りが無いよう配分することで時間外勤務が発生しない体制を作ります。また、研修や勉強の機会に積極的に参加、それを職員間で共有し、職員全体で研鑽に努めます。

5. 利用者獲得に向けた取り組み(自立訓練(生活訓練)事業と共通)

社会的に発達障がいが取り上げられるようになり、人々の関心が高まると同時に支援を求める方々も増えています。また、ジョブサポートセンター八幡の利用者には大学や専門学校在学中からの相談、又は学校からの紹介が増えています。そのため、精神科クリニックや障害者支援機関への広報活動だけでなく、大学や専門学校を始めとする若者向けの社会資源への訪問を増やし、連携を図ります。

自立訓練(生活訓練)事業

自立訓練事業には、過去にひきこもり状態だった利用者が多く在籍しており、全体的に社会経験が不足している傾向があります。さらに、発達障害の特性も相まって、ソーシャルスキル・生活スキルを高めていく取り組みが必要です。また、利用者はもとよりご家族にも支援ニーズが存在し、双方が良い影響を与えあう関係性になる事がお互いのニーズを満たすために必要不可欠です。そのため、自立訓練(生活訓練)事業では下記の重点目標を設定します。

重点目標

- 1.コミュニケーション訓練の提供
- 2.生活スキル向上に向けた取り組み
- 3.ボランティア活動と地域活動への参加
- 4.訪問支援の実施
- 5.家族支援の実施
- 6.利用者獲得に向けた取り組み

1. コミュニケーション訓練の提供

ソーシャルスキルには対人関係の構築や維持が含まれます。対人関係の第一歩は挨拶であると考え、朝礼時に挨拶唱和を行い、声を出す事に慣れると共に挨拶の習慣化を目指します。さらに、訓練プログラムの中で、他者とのコミュニケーションが必要な場面を設定したグループワークを行い、場面に応じた言葉遣いや話す態度、聞き方を学ぶ機会を設けます。その他、アサーティブな表現方法や感情のコントロールについてもテーマとして取り上げます。

自立訓練事業所を「小さな社会」と捉え、訓練で学んだ事を利用者同士の関わりで実践し、日常生活への汎化を促します。

2. 生活スキル向上に向けた取り組み

自身の生活状況を振り返る機会を設け、利用者自身が望む生活に近づいていくように、生活スキルの大切さや自己管理のために必要な知識を伝えていきます。具体的には、健康管理、時間の管理、場面に応じた服装の選び方や清潔な身だしなみ、食生活・調理方法などを取り上げた勉強会やグループワーク、調理活動等を行います。

3. ボランティア活動と地域活動への参加

施設内の活動で身に付けたソーシャルスキルを実践する場が必要です。そこで、所属の違う様々な人が参加する地域の清掃活動やボランティア活動へ参加し、社会との接点を増やします。他者との関わりの中での反省点や次回への課題を職員と振り返り、施設内の活動にも反映します。

また、現在の利用者からは「自分の長所が分からない」「欠点ばかりしか思い浮かばない」という声が多く聞かれ、自己肯定感の低さが伺えます。その背景には、①自身の障がいに気が付かないまま日常生活を送り、失敗経験を重ねてきたこと、②ひきこもり状態だった事で、社会や他者との接点が少なく、他人から認められる経験を持てなかった事、の2点が影響していると考えられます。ボランティア活動へ参加し、他者から認めてもらえる・人の役に立っているという経験をする事で、自己肯定感を高めていきます。

4. 訪問支援の実施

ひきこもり状態となり、自宅から出る事が困難で、事業所まで通所することができない方に対して訪問支援を行います。訪問時は利用者との関係作りを重視し、軽運動や室内遊戯等、利用者が参加しやすい活動を提案し、共に取り組む事で関係作りに努めます。関係性が出来ると共に、徐々に事業所への通所を促していきます。

5. 家族支援の実施

利用者の家族にも支援ニーズが存在します。利用者に生じている課題は周囲との関係性の中で生じており、中でもご家族が最も身近な存在である事から、お互いに影響を及ぼし合う傾向が高いです。両者が双方に良い影響を与え合う関係になる事で、課題解決につながると考えます。

家族支援の手段としては、社会資源や障がい特性についての情報提供と理解促進、支援会議への参加依頼、家族教室の実施及び個別面談による相談・助言を行います。